

平成29年度古殿町職員（高校卒程度） 採用候補者試験募集要項

古殿町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

- 一般事務 若干名

2. 受験資格

- 一般事務

昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
(学歴は問いません)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 古殿町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

高校卒程度で次により行います。

(1) 第1次試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験及び適性検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行うほか、小論文試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	平成28年 9月18日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 12:45～13:55	石川郡石川町字関根 1-1 石川町共同福社会館 Tel 0247-26-3211	平成28年11月上旬、町役場 掲示板に合格者 番号を掲示する ほか、受験者に 合否を通知し ます。
第2次試験	平成28年 11月下旬	別に通知する。	古殿町大字松川字新 桑原31番地 古殿町役場 Tel 0247(53)3111	平成28年 12月下旬

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を選定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、古殿町の給料表によるが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、古殿町役場総務課で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封して送付してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、古殿町役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の返信用封筒（定型サイズ）を同封し、その表に「高校卒程度試験申込」と朱書

し、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

平成28年7月13日（水）から同8月12日（金）まで
（執務時間内に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、8月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、古殿町個人情報保護条例第25条第2項の規定により口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日 から1ヶ月間	古殿町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験者は、昼食を持参すること。
- (3) 受付時間は厳守してください。
- (4) 会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用して下さい。